

人事行政の運営などの状況について公表します。

「守山市人事行政の運営等の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の状況をお知らせします。

人事課 582-1117

1 職員の採用および退職ならびに職員数の状況

(1) 職員の採用の状況(令和6年4月1日～令和7年4月1日)

	令和6年4月1日 ～令和7年3月31日	令和7年4月1日
一般行政職	33人	22人
保健師職	5人	0人
幼児教育職	7人	6人
教育公務員	1人	6人

(注) 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(2) 職員の退職の状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

退職事由	人数
定年退職	3人
応募認定退職	0人
普通退職	16人
死亡退職	0人
分限免職	0人
計	19人

(注) 1 国、県との人事交流等職員は除きます。
2 再任用職員は含みません。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年度4月1日現在)

		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議会	6人	6人		
	総務企画	133人	146人	13人	会計、管財、企業誘致、防災体制、国スポ関連の体制強化
	税務	21人	21人		
	民生	149人	153人	4人	こども関連部署体制強化
	衛生	50人	47人	△ 3人	地域医療政策室の縮小
	労働	2人	2人		
	商工	4人	2人	△ 2人	兼務職員の配置
	農林水産	12人	12人		
	土木	43人	46人	3人	土木・都市計画人員の増員
	計	420人	435人	15人	
教育		103人	109人	6人	市民ホール改修関連の体制強化、任期付講師の採用
公営企業等会計	水道	8人	8人		
	下水道	8人	8人		
	介護保険	14人	14人		
	国保	6人	6人		
	後期高齢	3人	3人		
	計	39人	39人		
合計		562人 [540人]	583人 [540人]	21人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、定数条例の定数外となる地方公務員の身分を有する休職者、他団体への派遣職員等(43人)を含みます。ただし、再任用職員のうち、短時間勤務の職員は含みません。
2 非常勤職員および臨時的任用職員は除きます。
3 []内は、条例定数の合計です。

(4) 年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	—	39人	67人	60人	76人	82人	76人	55人	59人	36人	25人	8人	583人

(注) 再任用職員(短時間)は含みません。

2 人事評価の状況

評価項目ごとに定める着眼点にもとづき、職務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価する「能力評価」および職員があらかじめ設定した業務目標の達成度により、その業務上の業績を客観的に評価する「業績評価」による人事評価を実施しており、評価結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用しています。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の状況（令和6年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 （令和6年度末）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	（参考）令和5年 度の人件費率
85,957人	37,108,151千円	631,176千円	6,275,074千円	16.9%	15.2%

（注） 人件費には、給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（令和7年度普通会計予算）

職員数 （A）	給 与 費				1人当たり給与費 （B/A）
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
583人	2,063,913千円	630,846千円	891,508千円	3,586,267千円	6,151千円

- （注） 1 職員数は、一般職の職員で普通会計に属する職員数です。（再任用職員を含みます。）
2 職員手当には退職手当を含みません。
3 給与費は、当初予算に計上された額です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

区分	令和6年度	平成31年度
一般行政職	101.2	102.4

- （注） 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 一般行政職とは、守山市職員の給与に関する条例に基づく行政職給料表の適用を受ける職員数(税務職除く)です。

(4) 職員の平均年齢および平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分	守山市		国	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	40.2歳	328,112円	41.9歳	332,237円
技能労務職	—	—	51.3歳	294,567円

（注） 対象者が2名以下の項目は「 — 」としています。

(5) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		守山市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	
一般行政職	大学卒	225,600円	233,300円	総合職	230,000円
				一般職	220,000円
	高校卒	194,500円	206,100円	188,000円	

(6) 一般行政職の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

区分		守山市		国	
		大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
経験年数	7～10年	272,431円	—	274,813円	242,878円
	10～15年	299,511円	—	303,332円	264,048円
	15～20年	342,358円	—	347,635円	294,202円

（注） 対象者が2名以下の項目は「 — 」としています。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況(令和7年4月1日現在)

区分		7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名		部長 次長	課長	参事	係長	係長 主査 主任	主事	主事 主事補	
職員数		28人	42人	35人	45人	126人	41人	34人	351人
構成比		8.0%	12.0%	10.0%	12.8%	35.8%	11.7%	9.7%	100.0%
参考	1年前の構成比	7.9%	12.3%	10.0%	12.6%	35.5%	12.3%	9.4%	100.0%
	5年前の構成比	9.0%	11.9%	7.7%	9.3%	38.9%	13.6%	9.6%	100.0%

(8) 職員手当の種類および内容

職員には給料のほかに手当が支給されます。

令和7年4月1日現在における主な手当の制度などは次のとおりです。

		内 容	
毎月決まって支給されるもの	地域手当	給料、扶養手当の合計額に5%を乗じた額を支給	
	扶養手当	扶養親族のある職員に支給 [支給額]	
		配偶者	3,000円
		子	各 11,500円
		父母等	各 6,500円
子(16歳年度初めから22歳年度末まで)		加算 5,000円	
住居手当	借家・借間に居住する職員に支給 [支給額]		
	借家・借間居住職員(月額16,000円を超える家賃を支払っている職員)	最高 28,000円	
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員に支給 [支給額]		
	交通機関等利用者	6箇月定期券の価額により一括支給 ただし、1箇月あたり150,000円が支給限度額	
	交通用具使用者	通勤距離に応じた月額(3,900円～32,800円)を毎月支給	
管理職手当	管理または監督の地位にある職員に支給 [支給額]		
	区分	支給額	
	部長級	84,100円	
	次長級	70,800円	
	課長級	62,300円	
	参事級	49,600円	

勤務した実績に応じて支給されるもの

特殊勤務手当	著しく危険、不快、困難等特殊な勤務に従事する職員に支給（全25種）																	
時間外勤務手当	正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 [支給額] 勤務1時間あたりの給与額×支給割合×超過勤務時間数 勤務1時間あたりの給与額=給料の月額×地域手当の支給割合×12/1,867.75 <table><tr><td>区分</td><td>時間外勤務時間数(月)</td><td>正規の勤務時間が割り振られた日の勤務</td><td>左記以外の日の勤務</td></tr><tr><td rowspan="2">支給割合</td><td>60時間前</td><td>125/100</td><td>135/100</td></tr><tr><td>60時間超</td><td>150/100</td><td>150/100</td></tr></table> (注) 超過勤務が22時から翌日の5時までの間(深夜)に行われた場合の支給割合は、それぞれの支給割合に25/100を加えた割合			区分	時間外勤務時間数(月)	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務	左記以外の日の勤務	支給割合	60時間前	125/100	135/100	60時間超	150/100	150/100				
区分	時間外勤務時間数(月)	正規の勤務時間が割り振られた日の勤務	左記以外の日の勤務															
支給割合	60時間前	125/100	135/100															
	60時間超	150/100	150/100															
宿日直手当	宿日直勤務を行った職員に支給 [支給額] 勤務の態様に応じ、その勤務1回につき次表の額 <table><tr><td>庁舎の保全、庁内の監視等</td><td>6,200円</td></tr></table>			庁舎の保全、庁内の監視等	6,200円													
庁舎の保全、庁内の監視等	6,200円																	
期末・勤勉手当	民間における賞与等に相当する手当として、6月1日および12月1日に在職する職員に支給 [支給割合] <table><tr><td>区分</td><td>期末手当</td><td>勤勉手当</td></tr><tr><td>6月期</td><td>1.250月分</td><td>1.050月分</td></tr><tr><td>12月期</td><td>1.250月分</td><td>1.050月分</td></tr></table> [加算措置の状況] 職制上の段階、職務の級等による加算措置（5%～15%）			区分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.250月分	1.050月分	12月期	1.250月分	1.050月分						
区分	期末手当	勤勉手当																
6月期	1.250月分	1.050月分																
12月期	1.250月分	1.050月分																
その他	退職手当	[支給割合] <table><tr><td></td><td>自己都合</td><td>早期・定年</td></tr><tr><td>勤続20年</td><td>19.6695月</td><td>24.586875月</td></tr><tr><td>勤続25年</td><td>28.0395月</td><td>33.27075月</td></tr><tr><td>勤続35年</td><td>39.7575月</td><td>47.709月</td></tr><tr><td>最高限度額</td><td>47.709月</td><td>47.709月</td></tr></table> [加算措置の状況] 定年前早期退職特例措置（2%～45%）			自己都合	早期・定年	勤続20年	19.6695月	24.586875月	勤続25年	28.0395月	33.27075月	勤続35年	39.7575月	47.709月	最高限度額	47.709月	47.709月
	自己都合	早期・定年																
勤続20年	19.6695月	24.586875月																
勤続25年	28.0395月	33.27075月																
勤続35年	39.7575月	47.709月																
最高限度額	47.709月	47.709月																

(9) 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料月額等	期末手当	退職手当	
				算定方法	支給時期
給料	市長	877,000円	3.45月分	給料月額×在職月数×0.32	任期毎
	副市長	747,000円		給料月額×在職月数×0.235	
	教育長	692,000円		給料月額×在職月数×0.19	
報酬	議長	500,000円	3.45月分	—	
	副議長	430,000円			
	議員	424,000円			

(10) 年次有給休暇の使用状況(令和6年1月1日～令和6年12月31日)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B/C)	取得率 (B/A)
12,882日	3,882日	334人	11.6日	30.1%

(注) 対象職員とは、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの全期間を在職した職員(非現業の一般職に属する職員のうち市長部局に勤務する職員とする。)に限り、当該期間の中途に採用された者および退職した者ならびに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員ならびに派遣職員を除きます。

(11) 特別休暇等の状況(令和7年4月1日現在)

種類		付与日数
病気休暇		必要期間
特別休暇	公民権行使	必要期間
	証人等による出頭	必要期間
	骨髄提供	必要期間
	ボランティア	5日以内
	結婚	連続する7日以内
	産前	出産日までの8週間以内
	産後	出産日の翌日から8週間以内
	育児時間	1日2回各30分以内
	出産補助	3日以内
	育児参加	5日以内
	子の看護	5日以内
	介護休暇(短期)	5日以内
	忌引	1日～10日
	父母の追悼の特別行事	1日以内
	夏季	5日以内
	災害・交通機関事故	必要期間
	生理	2日以内
	妊婦通勤緩和	1日を通じて1時間を超えない範囲
	妊婦健康診査等	必要期間
	妊娠障害(つわり)	7日以内
	勤続20年・30年	連続する3日以内
	学校行事	子1人につき2日以内
	出生サポート	5日以内
介護休暇		通算6ヶ月の範囲内
子育て部分休暇		1日につき2時間を超えない範囲
組合休暇		30日以内

(12) 育児休業等の取得状況(令和6年度)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	子育て部分休 暇取得者数	令和6年度中に新た に育児休業等が取得 可能となった職員数
男性	令和6年度中の取得者数	11人	—	11人	—	12人
	令和6年度の新規取得者数	9人	—	9人	—	
	令和5年度以前からの継続取得者数	2人	—	—	—	
女性	令和6年度中の取得者数	57人	—	50人	7人	15人
	令和6年度の新規取得者数	21人	—	25人	7人	
	令和5年度以前からの継続取得者数	36人	—	—	—	

4 分限および懲戒処分状況

(1) 分限処分（職員の意に反する降任・免職）状況（令和6年度）

勤務実績が よくない場合		心身の故障のため職務 遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を 欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 休職処分の状況（令和6年度）

心身の故障のため、 長期の休養を要する場合	刑事事件に関し 起訴された場合
9人	—

(3) 懲戒処分の状況（令和6年度）

懲戒事由となる行為	免職	停職	減給	戒告
給与・任用関係（給与不正領得、受験採用 の際の虚偽行為等）				
一般服務関係（職務命令違反、 信用失墜行為等）		2人	1人	
一般非行関係（傷害等刑法違反 等）				
収賄等関係（収賄、横領等）				
道路交通法違反				
監督責任				
合計	0人	2人	1人	0人

5 退職管理状況

退職後に営利企業等に再就職した者は、離職前5年間に在職した執行機関の組織の職員に対し、離職前5年間の契約や処分（再就職先およびその子法人に対するものに限る）に関して、離職後2年間働きかけが禁止されています。なお、離職前5年より前に部長級の職に就いていた者は、その職の職務に属する契約や処分に関しても離職後2年間、また、在職中に再就職先およびその子法人に対して自ら決定した契約・処分に関しては期間の定めなく働きかけが禁止されています（地方公務員法第38条の2第1項、第4項、第5項、第8項）。

6 研修に関する状況

職員研修の実績（令和6年度）

集合研修

	研修の名称	受講者数	対象者
研 一 修 般	採用前研修	39人	新規採用職員
	新規採用職員研修	32人	新規採用職員
	管理職職員マネジメント向上研修	90人	管理職員
	係長・主査級研修	88人	係長・主査級職員
特 別 研 修	交通安全研修	25人	違反・事故を起こした職員
	人権・同和問題研修	424人	全職員
	社会規律・協調性向上研修	32人	新規採用職員
	夢、未来、元気塾	24人	前年度現任職員研修受講者
	人事評価（評価者）研修	43人	評価者
	クレーム対応・話し方研修	596人	全職員
	事務ミス防止研修	532人	全職員

派遣研修

	研修の名称	受講者数	対象者
滋賀県 市町村職員 研修センター	階層別、特別、指導員養成他	146人	全職員
公益企業等	公益企業参画派遣研修(青年会議所、近江守山ライオンズクラブ、守山ロータリークラブ)	3人	選考
人権・同和問題 大会等	教育研究大会、連続講座他	93人	全職員

研修・調査研究支援、自己啓発

研修の名称	受講者数
組織課題解決研修(先進地視察等)	26人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況(令和6年度)

職員の健康保持と疾病予防のため労働安全衛生法第66条の規定に基づき、職員の健康診断を定期的に行っています。

区分	受診者数
定期健康診断	843人
胃検診	134人
大腸がん検診	534人
子宮頸がん検診	158人
乳がん検診	206人

(2) 公務災害の状況(令和6年度)

通勤災害	公務災害
—	6件

(3) 職員互助会の状況

広報もりやま(8/1号)に掲載しています。

8 公平委員会の業務に関する状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況(令和6年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況(令和6年度)

該当なし